

富山県告示第353号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 27 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

入善町

2 事業の種類

入善町役場新庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

下新川郡入善町入膳地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、下新川郡入善町入膳地内の土地を起業地とする入善町役場新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、入善町が事業主体となり、経年劣化による老朽化が著しい現庁舎に代わって、業務上必要なスペースの確保と大規模災害発生時に災害復旧対策の防災拠点としての役割を担う新庁舎を建設するものであり、法第 3 条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

起業者である入善町は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本

件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

#### ア 得られる公共の利益

現在の入善町の現庁舎は、地方自治法に基づく事務事業に加えて、災害の発生又は災害の発生するおそれがある場合について、所管区域の巡視点検や災害発生箇所の調査及び災害復旧対策の監督等を行う防災拠点としての役割も担っている。

現庁舎は、昭和46年に建設されたもので、建築後48年以上が経過し、経年劣化が著しいことに加えて、現行の建築基準法の規定による耐震基準を満たしていないため、大地震などが発生した場合、庁舎の倒壊等、甚大な被害が発生することが想定される。

また、現庁舎の延床面積は4,197.27㎡であり、業務上必要なスペースである約5,000㎡を満たしておらず、庁舎内では、会議室等の共用化や外部施設の利用等で対応している状況である。

本件事業の完成により、現行の建築基準法の耐震基準を満たすことから、災害対応や復旧活動の拠点施設として十分な役割を果たすことが可能となる。

また、新庁舎は町のほぼ中央に位置することとなり、現場へのアクセスが改善され、職員の効率的な所掌事務の執行や地域住民に対する行政サービスの向上に寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定められている環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者として任意に調査を行ったところ、動植物について、起業者が保護のため特別な措置を講じる必要のある種は確認されなかった。

また、起業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に

関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物はいずれも確認されていない。

起業者として、工事実施期間の調整等の配慮、保全対策を講じることで、自然環境への影響は小さいと予測するとともに、環境省レッドリスト等に掲載されている希少種の動植物や文化財の存在が確認された場合には、関係機関と調整を図り、適切な処置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、起業地の地形・形状や多方面へのアクセスの良さなどの条件により候補地として現庁舎周辺の4箇所が選定され、各候補地の優劣を自然的、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、入善町の現庁舎は、建築後48年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しいことに加えて、現行の建築基準法による耐震基準を満たしていないため、大地震が発生した際に庁舎の倒壊等、大きな被害が発生することが想定される。

大規模災害発生時に入善町全域の災害復旧活動の拠点として機能すべく、速やかに新庁舎を建設することが望まれる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲である

と認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

入善町役場